広島県　広島労働局

生産性向上・賃上げに取り組む中小企業等を支援します

広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

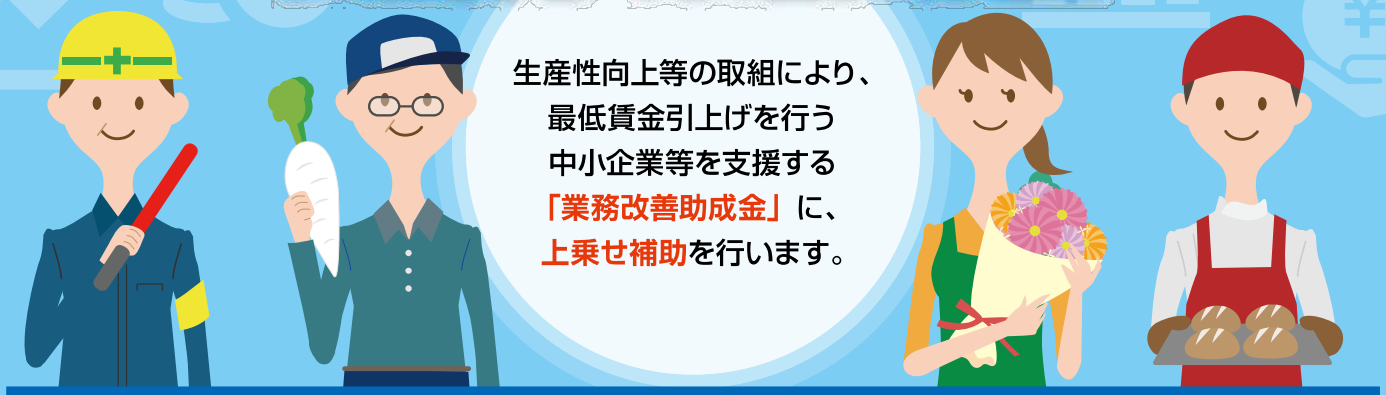

生産性向上等の取組により、
最低賃金引上げを行う
中小企業等を支援する
「業務改善助成金」に、
上乗せ補助を行います。

申請の流れ

業務改善助成金

1. 広島労働局へ申請
2. 交付決定・事業実施
3. 実績報告
   ※県の補助金を活用する場合は、遅くともR6.1.31までに労働局へご提出ください。
4. 交付額の確定
   ※額の確定通知を受ける
   R5.4.1～R6.2.29の間

広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

5. 県へ申請
   R6.3.8まで
6. 支給（交付決定）
   R6.3.31まで

補助対象者
- 県内に事業場を有する中小企業等
- 広島労働局へ業務改善助成金の申請を行い、令和５年４月１日から令和６年２月29日までの間に額の確定通知を受けている者

補助対象経費
業務改善助成金の対象経費支出済額※
※助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする

補助率
補助対象経費の 1/10

申請様式/申請方法
広島県ホームページでご確認ください
URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/chinage-hojokin.html

県への申請期限　令和６年３月８日（金）※当日消印有効

お問い合せ先
広島働き方改革推進支援センター［厚生労働省広島労働局委託事業］
〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 4F（株）東京リーガルマインド（LEC 広島本校内）
0120-610-494　FAX. 082-500-6540
9:00～17:00（土・日・祝日を除く）　E-mail : hir-hatarakikata@lec.co.jp

申請先・お問い合せ先
広島県商工労働局雇用労働政策課　労働環境整備推進グループ
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　TEL:082-513-3411　FAX:082-222-5521　E-mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp
詳細は広島県ホームページでご確認ください。

●業務改善助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入、人材育成、教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

〈広島労働局で助成金の交付額確定通知を受ける場合〉

※事業実施計画の完了時期によって助成対象者・助成率が異なります。

助成対象者

R5.8.30 までに事業実施計画完了

- 県内の中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の事業場
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

→

R5.8.31 以降に事業実施計画完了（予定）

- 県内の中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業場
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助成率

※（　）内は生産性要件を満たす場合

920 円以上	3/4（4/5）

→

900 円以上 950 円未満	4/5（9/10）
950 円以上	3/4（4/5）

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30 円コース	30 円以上	1 人	30 万円	60 万円
		2～3 人	50 万円	90 万円
		4～6 人	70 万円	100 万円
		7 人以上	100 万円	120 万円
		10 人以上※	120 万円	130 万円
45 円コース	45 円以上	1 人	45 万円	80 万円
		2～3 人	70 万円	110 万円
		4～6 人	100 万円	140 万円
		7 人以上	150 万円	160 万円
		10 人以上※	180 万円	180 万円
60 円コース	60 円以上	1 人	60 万円	110 万円
		2～3 人	90 万円	160 万円
		4～6 人	150 万円	190 万円
		7 人以上	230 万円	230 万円
		10 人以上※	300 万円	300 万円
90 円コース	90 円以上	1 人	90 万円	170 万円
		2～3 人	150 万円	240 万円
		4～6 人	270 万円	290 万円
		7 人以上	450 万円	450 万円
		10 人以上※	600 万円	600 万円

※10 人以上の上限額区分は、以下の①、②又は③のいずれかに該当する事業者が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金 950 円未満の事業者（R5.8.31以降に事業実施計画完了（予定）の場合）
②生産量要件：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント（※）以上低下している事業者
※「%ポイント」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。